

農地法第3条許可申請 必要書類一覧

[確認事項]

- 農地法第3条許可申請は、**権利を取得した農地を耕作目的で売買・貸借**するための申請です。
- 農地法第3条により権利を取得した農地は、**原則3年3作以上耕作する必要があります。**
- 農地の譲受人（借受人）は、**申請を行う農地を含め、既に所有または借りている農地のすべてを効率的に耕作する必要があります。**
※**無断転用地や耕作放棄地などがあると許可できない場合があります。**
- 農地の譲受人（借受人）またはその世帯員は、**農作業に常時従事している必要があります。**
(例：**水稻の場合は年間150日以上**の農作業への従事を目安としています。)
- 申請地周辺の農業に影響を与える利用はできません。**

申請に必ず必要なもの

- ① **申請書** ※1筆のうち一部のみ申請する場合は、どの部分か分かる図面も提出
- ② 申請地の**登記簿謄本（全部事項証明書）（※1）**《法務局にて取得できます》
- ③ 申請地の**位置図**（2，500分の1程度）

場合によって必要なもの

1. **貸借・使用貸借**の場合 → その**契約書3部**
2. 申請者が**法人**の場合
↳ **法人登記簿謄本・定款**（写しの場合は**原本証明**を）
3. **農地所有適格法人**が譲受人の場合 → **事業等の状況が分かる書類（決算報告書等）**
組員名簿又は株主名簿
4. 申請者が**市外に在住**の場合 → その方の**住民票（※1）**
5. 譲受人（借受人）が**新規で農地を取得または貸借**する場合 → **営農計画書**
→ **確認書**
6. 譲受人（借受人）が**市外の方**の場合 → **通作経路図**
7. 譲受人（借受人）の**耕作地が市外にある**場合 → **耕作証明書**
8. **貸借権が設定されている農地を申請**する場合 → **解約の書類**
(譲渡する場合で小作を継続する場合 → **小作農等同意書**)
9. 申請地の**登記簿謄本に抵当権・仮登記等**が記載されている場合
↳ **債権者の同意書等**
10. **登記簿謄本の所有者住所が現住所と異なる**場合 → **戸籍の附票** **又は不存在証明書・権利書**
11. その他農業委員会が必要に応じて求める書類

※1 登記簿謄本・住民票は**申請日前3ヶ月以内が有効期限**となります。ただし、**期限内であっても内容に変更が生じた場合は最新のものを提出**してください。

住民票は**個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの**を提出してください。

なお**還付が必要な場合は、原本を提示した上で写しを提出**してください。

※2 令和5年4月1日より、**下限面積の制限（耕作目的で農地の権利を取得する際の面積制限）**については廃止となりました。